

議案第30号

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項及び第2項中「100分の7.50」を「100分の6.90」に改める。

第5条中「1万9,400円」を「2万円」に改める。

第6条第1号中「2万6,000円」を「2万2,000円」に改め、同条第2号中「1万3,000円」を「1万1,000円」に改め、同条第3号中「1万9,500円」を「1万6,500円」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、被

保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項に規定する18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について48円とする。

第25条第1項中「並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)」を「、介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに子ども・子育て支援納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額」に改め、同項第1号ア中「1万3,580円」を「1万4,000円」に改め、同号イ(7)中「1万8,200円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(8)中「9,100円」を「7,700円」に改め、同号イ(9)中「1万3,650円」を「1万1,550円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 1,050円

第25条第1項第2号ア中「9,700円」を「1万円」に改め、同号イ(7)中「1万3,000円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(8)中「6,500円」を「5,500円」に改め、同号イ(9)中「9,750円」を「8,250円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 750円

第25条第1項第3号ア中「3,880円」を「4,000円」に改め、同号イ(7)中「5,200円」を「4,400円」に改め、同号イ(8)中「2,600円」を「2,200円」に改め、同号イ(9)中「3,900円」を「3,300円」に改め、同号に次のように加える。

オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 300円

第25条第2項第1号ア中「2,910円」を「3,000円」に改め、同号イ中「4,850円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「7,760円」を「8,000円」に改め、同号エ中「9,700円」を「1万円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第25条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第9条及び第25条」を「第9条、第10条の2及び第25条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。